

教育長定例記者会見 会見録

日時:平成30年7月9日 13時30分～

場所:教育委員室

発表項目

- ・ 県立学校のブロック塀等の詳細調査結果と今後の対応方針
- ・ インターハイ開幕まで17日
- ・ 公立学校職員の懲戒処分

質疑事項

- ・ 発表項目について
- ・ 伊賀白鳳高校の学科の改編について
- ・ 県外からの県立高等学校への入学志願について

発表項目

(教育長) 本日は4件、発表させていただきます。1つ目は、ブロック塀等の安全点検に係る詳細調査の結果と今後の対応方針についてです。6月25日に公表しましたブロック塀等のうち、現地確認が必要な21校29箇所の詳細調査を6月26日から7月3日に行いました。また、その調査ではブロック塀等か否か判明しなかった8校9箇所について、民間事業者に委託し、塀の一部を剥がして確認を行いました。なお、高さ、壁の厚さ、控壁が構造基準に適合し、基礎、鉄筋が適合しているか否か確認できないものについては、民間事業者に委託して調査することとしていましたが、老朽化の状況や延長を踏まえ、いずれも撤去が相当と考えられたことから、この調査を行ったものはございません。2の追加調査でございます。先ほどの詳細調査において、6月25日に公表した調査結果に計上されていなかったものがブロック塀等である可能性があることと指摘があったことから、全県立学校を対象に改めて追加調査を行いました。その結果、指摘があったものを含めて18校27箇所が新たにブロック塀等である可能性があるとの報告がございました。このうち、3校3箇所については、有資格者による調査を実施し、10校16箇所については、民間事業者に委託し、ブロック塀等か否の確認を行いました。3の詳細調査の結果でございます。6月25日公表において、ブロック塀等の数は33校67箇所としていましたが、詳細調査の結果、建築基準法上のブロック塀等ではなかったものが25箇所、構造がコンクリートでブロックではなかったものが5箇所ございました。そういうものは、テニスの壁打練習板でありますとか、学校ではまさにブロック塀というふうに思っただけで対応してきたんですけども、それは建築基準法上のブロック塀ではないでありますとか、あるいは体育館とかトイレで、塀ではあるものの構造物の一部というものもございましたので、そういうものを除きました。新たに追加調査を行った結果、ブロック塀等であると分かったものが14箇所ございました。右側の表にもございますが、これらをあわせて、最終的にはブロック塀等の数は31校51箇所となりました。(2)でございます。31校51箇所については、この表のとおりでございますけれども、判定基準に適合しているものは1箇所、不適合の

ものが44箇所、老朽化、延長から撤去と判断し詳細調査を行わなかったものは6箇所ありました。今後の対応方針でございます。表に示してあります判定基準に不適合のブロック塀等、それから不適合の可能性のあるブロック塀等6箇所について、50箇所は撤去することとしました。必要な場合は撤去と同時にフェンス設置などの代替措置を講じることと考えています。建築基準法上ブロック塀等ではなかったもの、先ほどのテニスの練習版とか言いましたが、そういうもののうち、現行のままで良いとされたもの以外の13箇所についても、構造はブロック造であるため、撤去や適切な代替措置を講じていきたいと考えております。概算事業費でありますけれども、撤去、それから代替措置の費用の概算は、だいたい2億7千万円くらいかなと計算上は見込んでいます。スケジュールでございますが、生徒の活動する場所とか、通学路に接面した場所とか、他の道路に接面した場所、それから老朽化の程度などで緊急性とか勘案した上で順次発注を行って、年度内に全ての箇所の撤去および代替措置の完了を目指したいと考えています。これがブロック塀の詳細調査の結果でございます。

2つ目に、インターハイの件で、2点発表させていただきます。まず1つ目ですけれども、インターハイの全体練習のことについては、7月5日、報道に資料提供させていただきましたが、7月12日のインターハイの開会式の全体練習会には、知事が来て激励をしていただくこととなりましたので、それをお知らせしたいと思ひまして、資料提供させていただきます。知事の部分なんですけれども、7月12日13時にサンアリーナに到着後、高校生を激励していただきます。それに対して、高校生を代表して第4章のマーチングに出演する松阪工業高校吹奏楽部の部長が決意表明を行う予定です。その後、知事にはサンアリーナのロイヤルボックスで歓迎演技の通し練習のうち第1章、これは稲葉特別支援学校の太鼓になるんですけれども、時間的にそれくらいしか観ていただけないかなと思うんですが、そこで観ていただくというような予定になっております。全体練習を観て、演技を観たり、激励するというのは初めてですので、私たちも高校生の励みになるのかなと思っております。実際、私は4月に行ってきましたけれども、ひたむきな姿に非常に感動を覚えましたので、今回、全体を通して観るということで、非常に楽しみにしているところです。当日ですけど、10時から各パート別の練習もしておりますので、取材の事前申込みは不要ですけども、腕章の着用をお願いして、インタビューなんかをしていただけると大変うれしく思います。

インターハイについての2つ目でございます。インターハイの開催までは、あと残すところ17日となりました。本日は、来県者に向けたおもてなしの取組を発表いたします。宿泊施設へのウェルカムボードの掲示についてです。インターハイに出場する選手・監督を温かくおもてなししたいという高校生の発案・制作によるウェルカムボードを、宿泊していただく全ての施設、234施設でございますが、県外にもございます。ここに掲示いたします。これが現物でございます。このウェルカムボードには、ご覧のように、選手・監督へのおもてなしのメッセージやイラストが描かれており、県内67校の高校生活動推進委員会の高校生が一枚一枚心を込めて制作をしたものでございます。早いところでは、7月24日から宿泊施設で掲示される予定になっております。選手をはじめ大会関係者の皆さんには、このウェルカムボードによるおもてなしにより、宿舎ではリラックスをしてもらって、大会期間中の活躍を期待したいと考えています。

4つ目でございます。公立学校職員の懲戒処分についてでございます。本日の定例会において、県立学校職員の懲戒処分に係る審議を行い、県教育委員会事務局の対応に不満を持っていた県立高等学校の教諭が、担当課職員に対して、「6月に学校を訪問する際には、殺される覚悟で来ること」、「近日中に怒鳴り込みに行く」との内容をメールで送信し、また、メールの前後の期間においても、相手を畏怖させる言葉を繰り返しました。このような行為を行った県立高等学校の教諭に対し、本日付で懲戒処分を行いました。なお、事案の概要については、2時間ほど前に配付させていただきました。児童生徒に命の尊さや大切さについて指導し、かつ、範を示すべき立場にある教員のこのような行為は、学校教育に対する県民の信頼を著しく損なうもので、重く受け止めております。県教育委員会としましては、改めて服務規律の確保について徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて教職員の一層の資質向上を図るとともに、信頼回復に努めてまいります。職員の懲戒処分に係る詳細については、引き続き教職員課から補足説明を行い、その後、ご質問に回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(教職員課) お手元の「公立学校職員の懲戒処分について」ということで、補足説明をさせていただきます。27年度に開催された全国産業教育フェアですが、これは27年の10月31日、11月1日に、三重県営サンアリーナで行われました。その準備にあっていた担当課とは、高校教育課でございます。資料の中に、「特に、外部関係者への対応」とありますが、当該教諭は、フラワーアレンジメントコンテストの担当をしており、外部関係者とは、コンテストの審査員、準備や運営に携わった園芸の関係者のことを指します。また、「28年度及び29年度、同課の職員が学校を訪問した際」とありますが、28年度は12月、29年度は6月に、高校教育課の職員が、産業教育フェアとは別の用務で訪問しています。平成30年5月16日、同職員あてに、「学校を訪問する際には、殺される覚悟で来ること」という内容をメールで送信しましたが、これは、平成30年6月に学校を訪問する予定があり、28年度、29年度と同じ職員が行く予定だったため、この被害職員にこのような表現のメールを送りました。さらに5月21日、当該教諭は、高校教育課に電話をしたものの、被害職員に取り次がないようにしていたため、この教諭は、「今日にでも怒鳴り込みに行く」との内容を伝言で残しました。22日、実際、高校教育課にこの教諭が向きましたがやってきましたが、被害職員が不在であったため、会うことはありませんでした。以上が、補足の説明でございます。また、ご質問がある場合は、引き続き回答させていただきます。

発表項目に関する質疑

○公立学校職員の懲戒処分

(質) フラワーアレンジメント、何と言いましたか。

(答 教職員課) フラワーアレンジメントコンテストです。

(質) 誰に不備があったかという点、審査員とか、園芸関係者に対して不備があったと思ひ込んだんですね。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) 不備はどんな不備か。思い込んだ内容は。

(答 教職員課) 例えば、書類等の発出が遅いこと、外部の関係者への駐車券が発行されなかったこと、当該職員に事前に相談なくフラワーアレンジメントコンテストの会場を総合閉会式のリハーサル会場に充てたこととございます。

(質) この教諭は、フラワーアレンジメントコンテストの何にあたるのか。

(答 教職員課) 担当者でございます。

(質) 芸術系統の教諭なんですか。

(答 教職員課) 農業の教諭です。

(質) 農業科か。

(答 教職員課) 本人は、教科農業を担当しています。

(質) 会場をそこに充てたのは、もう少し詳しく。

(答 教職員課) 当日、フラワーアレンジメントコンテストに問題があった訳ではなく、その会場をリハーサル会場に充てたことを当該教諭が知らなかったということでありませす。

(質) 農業高校をリハーサル会場にしたのか。

(答 教職員課) サンアリーナをリハーサル会場に充てたことを本人が知らなかったということとあります。

(質) この教諭にとっては、リハーサル会場にされたからゆっくり準備ができないとかあったのか。

(答 教職員課) 等々の不満があったと。

(質) 担当課の職員はこの不備があったことを認めているのか。

(答 教職員課) そういうことがあったのは事実ですけれども、それで産業教育フェア全体の運営に大きな支障があったということではないと聞いています。

(質) 教育委員会事務局の担当職員は男性、女性どちらですか。

(答 教職員課) 女性でございます。

(質) 年齢は。

(答 教職員課) 40代でございます。

(質) その方一人に対して、特定の方に対してという認識でいいですか。

(答 教職員課) 被害にあった職員は、フラワーアレンジメントコンテストの担当ではございませんでした。それとは別に、28年度、29年度に別の用務で同校に行った際に、産業教育フェアのことを知っている職員だという認識で、今回の処分を受けた教諭が、その人を窓口だと思い込んでいろいろ発言をした。

(質) 産業教育フェアの不備があった職員は、男性、女性、何十代か。

(答 教職員課) その当時、担当していたのは男性の職員です。年齢がすぐに出ないので、申し訳ありません。

(質) 特定の女性に対する脅迫というか脅しという認識でよろしいか。それとも複数の方にやっていたのか。

(答 教職員課) 28年度と29年度は、二人の職員で学校訪問させていただいて、その中でそのような発言がありました。今回の30年度に対しては、その職員に対してメールを送信したものであります。

(質) 今回のというと、40代の女性職員か。

(答 教職員課) ありがとうございます。

(質) 指導主事ですか。

(答 教職員課) 指導主事です。

(質) 前回の時は、別の男性職員か。

(答 教職員課) 28年度も29年度も、同じ女性の職員が学校訪問をしていました。もう一人別の者もいましたが、30年度もまたその職員が学校訪問をする予定でした。

(質) 要するに、その方に対する畏怖をさせる行為であったのか、他にも被害者がいるのか。一人なのか、それ以上いるのかでお答えいただけますか。

(答 教職員課) メールを送ったのは一人の職員です。

(質) 脅した相手は一人か。

(答 教職員課) はい。

(質) 単なる痴情のもつれではないのか。

(答 教職員課) そういうことではないです。

(質) 特定の女性職員を狙っているわけでしょう。

(答 教職員課) 女性だからといって、その職員に話をしたわけではないと本人は申しています。

(質) 相手の40代女性職員も、そういうことではないと言っているのか。

(答 教職員課) そうです。

(質) 本人は、処分に対してどう言っていますか。

(答 教職員課) 「教員として、あるまじき行為であったことを、深く反省しています。被害職員を、精神的に苦しめ、また学校の皆様方に、多大な迷惑をおかけしたことを深く反省しています。申し訳ございませんでした。」と言っています。

(質) 発端は、被害女性職員が上司に相談したとか、訴えがあったのか。

(答 教職員課) 把握はありがとうございます。

(質) それは、5月22日か。

(答 教職員課) メールを受けた16日でございます。

(質) これは脅迫か。

(答) 脅迫です。

(質) 被害届を出しているのか。

(答 教職員課) 被害届は出していません。

(質) 50歳の男性教諭は今後、どうされるのか。被害にあった女性職員は今どうしているのか。

(答 教職員課) 被害にあった女性職員は現在、通常の業務をしています。今回処分をした教諭は、病気休暇を取得中です。

(質) いつから病気休暇を取得しているのか。

(答 教職員課) 5月30日からです。

(質) こういう問題として県教委が認識した、本人から訴えがあったのはいつ頃でしょうか。

(答 教職員課) メールが来た当日に本人は自分の所属長に申し出をしています。所属長は当該学校の管理職に対して伝えるとともに、学校の方で説諭をするようにとの指示を出しています。

(質) 校長はどのように対処をしたのか。

(答 教職員課) 校長および教頭が、その後、本人に対してこのようなことを送ってはいけないということと、今後一切接触してはならないと言いましたが、それにもかかわらず5月21日に電話をして、22日に来たということです。

(質) この女性職員は平成27年度のフラワーアレンジメントコンテストには携わっていないということなんですか。

(答 教職員課) 別の部門の担当です。

(質) その後、どうしてこの男性職員がこのような対応をするようになったのか、勘違いしたのか。

(答 教職員課) 同じ課の者が翌年度に学校を訪問したので、学校訪問した担当課と産業教育フェアの担当課が同じだったので、この男性教諭は窓口として捉えたと言っています。

(質) ある程度不備はあったんですかね。書類の発送が遅いとか、駐車券を発行したとか、勝手にリハーサル会場にしたとか。

(答 教職員課) 多少の不備はあったんですけども、実際に産業教育フェア全体に支障があったという話は聞いていませんし、たとえば駐車券は送れなかったんですが、当日に職員が対応したと聞いています。

(質) 男性教諭はやめる意向を示しているとか、そのようなことはありますか。

(答 教職員課) 現在、本人は病気休暇中ですので、先のことは考えられないと言っています。

(質) これまでに懲戒処分を受けたとか、普段の勤務態度はどうだったのか。

(答 教職員課) 懲戒処分は受けていません。普段の勤務態度はごく普通と聞いています。

(質) せっかく年齢を出されているので、生年月日、年齢を確認させていただきたいのですが。

(答 教職員課) 今日も50歳であり、明日もあさっても50歳です。

(質) 怒鳴るとはどんな対応だったのか。

(答 教職員課) 産業教育フェアの対応に不備があったということで、謝罪をすべきじゃないのかということで、その途中でそういう対応があったということです。

(質) 謝罪しろと怒鳴ったのか、この時の怒鳴った文言とは。

(答 教職員課) 怒鳴った文言は本人も覚えていないとのこと。

(質) 謝罪を迫ったということですか。

(答 教職員課) そのとおりです。

(質) 謝罪はしなかったんですか。

(答 教職員課) 取り合わなかったというわけではなくて、産業教育フェア終了後に、実行委員会の方から、関係者に対しては、謝罪の内容を含んだ文書は送付させていただいているところでございます。

(質) それはこの当該教諭は把握してなかったのか。

(答 教職員課) 知っておりました。

(質) 知っているけれど、何を求めているんですか。

(答 教職員課) 直接に謝罪をすべきだと、言っております。

(質) これは課として謝罪するとか、教育長が謝罪すればいいとか、どういうふうな意味か。

(答 教職員課) 担当課長がその人に直接謝罪すべきだと、本人は認識しているんだけど、それがないので、謝罪を求め続けていたということです。

(質) 「課長が謝れ」みたいな文言はあるんですか。

(答 教職員課) いや、そういう文言ではないです。

(質) 先程、課長とおっしゃったのは課長と限定しているんですよね、この男性教諭。

(答 教職員課) そうですね。高校教育課長が出向いて直接謝るべきだということを言っております。

○県立学校のブロック塀等の詳細調査結果と今後の対応方針

(質) 51箇所のうち44箇所が不適合ということなんですが、こちらは建築基準法に照らして不適合と判断されたということでしょうか。

(答) そうです。基準があったので、高さであるとか壁の厚さであるとかそういうことについて44箇所が不適合であると。ただ、不明のままという欄がありますように、いちいち掘って鉄筋がきちっと通っているかとか、そこまで調べなくても、老朽化で壊すものはここに含めていますので、不適合というのは確かに44箇所間違いございません。

(質) 建築基準法の判定基準に照らし合わせて不適合ということですね。

(答) はい。

(質) 51箇所あったうちの50箇所撤去しなくてはいけないような状態だったということの受け止めと、年度内ということで、まだそういうものが置いてある時間があると思うんですけども、その辺、作業をどのように進めていきたいのか、改めて聞かせてもらえますか。

(答) 25日の公表の時にも申し上げましたが、数的には結構、壁の数それから不適合の数は多かったなっていうのは、件数が減じられ、また追加の調査をして増えたというのがあって、全体的にやはり多かったなというのが実感ございます。年度末までと申し上げましたが、そこまで置いておくのではなくて、6月25日と重複しますけども、子どもたちに近寄らないようにという貼り紙であるとか、注意を喚起していくのが1つと、通学路に面しているとか、子どもの活動場所にあたるどころ、そういうところから順次、早いうちから撤去して設計をして見込んでいきますので、すべてが年度末に完了するわけではなくて、順々に優先度の高いものからやっっていこうということで、今考えているところです。

(質) できる限り早く。

(答) はい。できる限り早くやりたいと思います。

(質) この不適合44箇所なんですが、これは何校44箇所なんですか。

(答 学校経理・施設課) 28校です。

(質) 事業費の2億7千万円なんですが、これは例えば何月の補正予算案に計上するとか、どんなふうな形を考えていらっしゃるのでしょうか。

(答) 子どもが1人亡くなっているという事実から来ていますので、学校の現在の予算の中で、学校の修理とか早くやらなくてはいけないものもたくさんあるんですけども、やっぱり命ということにかかわる場合には、現在の予算の中でも、執行できるものから執行していきたいと。今やろうとしていたのを後に送って、先にこれをやるとか、金額とか延長とか代替の措置で値段が変わりますので、そういう意味合いから、これを早くやったほうが良いというものから、もしブロック塀の話がなかったらやろうと思っていたことはちょっと先へ送りながら、先にやっていきたいと、そういうような計画を立てています。

(質) 特別これで何か予算組みをするっていうわけではなくて、今ある予算を含めて対応するということか。

(答) 今、予算については総務部になりますので、もちろん9月補正、12月補正とかにしてもらえれば、一担当としてはうれしいところでございますけれども、全体が財政見直しに入っている時期でもありますので、できる限り工夫しながらやっていきたいと考えています。また、補正は補正で、例えば県有施設であるとか、いろんなものがあると思いますので、総合的な判断が示されるのではないかなということは想定をしていますが、それはあくまでも想定ですので、どういう状況にあるかというのも総務部にも全く確認しておりませんので。

(質) 「ブロック塀」と「ブロック塀等」というのがありますね。それ以外に、「ブロック塀等以外」がありますね。「ブロック塀等以外」は、「ブロック塀等」に含まれるんじゃないですか。

(答 学校経理・施設課) 「ブロック塀等」というのは組積造とかそういったコンクリートブロック造りの塀のことを含んで言っておりまして、文部科学省もそうなんですけれども、「ブロック塀等」という表現を使っております。

(答) 補強コンクリートブロック造りの塀と、組積造の塀と2つ合わせて、「ブロック塀等」と言っております。建築基準法施行令の言葉で。

(質) そうやって書いてあるんですね。そのどちらにも当てはまらないものを「ブロック塀等以外」というように表記してますと。

(答) はい。

(質) 現地の壁とか13箇所ありますよね。あれはもう基本撤去という考えでいいんですよね。

(答) そうですね。撤去する方向で考えています。

(質) 不適合が44箇所とブロック塀と6箇所、50箇所は撤去することとし、このうちもう何箇所が既に撤去とか着手しかけているとか、というのは。

(答) 志摩高校は既に1箇所撤去が終わっています。まだ、今の時点で撤去にかかっている所は無い。

(質) 志摩高校だけですか。志摩高校1箇所だけですか。先週中に終わったんですか。

(答) 6月30日に撤去を終了しました。

(質) 今回、学校で計算するとブロック塀31個全て撤去の措置が講じられる、ということよろしいですか。

(答 学校経理・施設課) 伊賀白鳳高校の1件以外は全て対象ということで、伊賀白鳳は他にも箇所がございますので、校数でいきますと、31校です。

(質) ブロック塀等以外というのも含めたら何校になるんですか。不適合なやつは。

(答) 後で、資料を提供します。

その他の項目に関する質疑

○伊賀白鳳高校の学科の改編について

(質) 伊賀白鳳高校の工芸デザイン科から建築デザイン科に変えるじゃないですか。中身はある程度変えないんですか。

(答) 建築の科目を入れたりとか、そういう意味合いで、資格も取れるようにというようなことを考えていますので、変えます。

(質) 資格っていうのは2級建築士とかそういうことか。

(答 高校教育課) 資格につきましては、2級建築施工管理技士であったり、2級土木施工管理技士の資格の資格取得に必要な実務経験が短縮されたり、2級建築士や木造建築士の受験に必要な実務経験が短縮されるようなことがあります。それから実習等を行うことで測量士補等の取得も可能となっております。

(質) 案と書いてあるけどほぼ決定なんですね。

(答) そうです。今日教育委員会定例会で審議いただいたので、その結果を受けて公表になります。それで案がとれました。

○県外からの県立高等学校への入学志願について

(質) 越境入学の新しい要項は、この次の来春の入試から始まるということでしょうか。

(答) はい。

(質) 中身はこれまで出た17校で、変わってないですよ。

(答 高校教育課) 今回変わりましたのは、いなべ総合学園でスポーツ特別枠選抜をレスリング女子が実施することとなりました。そこが追加とですね、津工業高校におきまして、セーリング男子がスポーツ特別枠選抜、これも実施しますので、そこにおきまして、対象の部活動が増えてございます。また、若干募集定数に関わって人数が変わっているところもございます。大きな所はそこでございます。

(質) 5%上限という要項は変わっていないですか。

(答 高校教育課) 要項自体は変わってません。

(質) 学校の数は17校か。

(答 高校教育課) 18校になります。津工業の部分が増えました。

(質) 最大何人になるんですか。

(答) その数字も後でお知らせします。

(以上) 16時42分 終了